

## 医 事 専 門 委 員 会 規 程

(定義)

第1条 この規程は(財)日本ハンドボール協会強化部会の下部機関としての医事専門委員会(以下、専門委員会という)の運営について定める。

(目的)

第2条 本専門委員会は、ハンドボール競技のメディカルサポート、スポーツ医学の研究を担当しナショナルチームへの反映を図ることにより、ハンドボール界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本専門委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ナショナルチームの合宿、試合時のドクター、トレーナーの帯同に関すること。
2. 競技力向上施策として栄養管理・コンディショニングの調査に関すること。
3. 医事傷害統計、アンチドーピングに関する国際情報の収集・分析・対策に関すること。
4. その他目的を達成するために必要な事業。

(会議)

第4条 ①会議は必要の都度、専門委員長が招集し、その議長となる。  
②会議終了後、議事録を作成し強化委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(専門委員会)

第5条 本専門委員会は、その事業を円滑に行うため必要の都度専門分科会を設けることができる。

(規程の改廃)

第6条 本専門委員会は、専門委員会規程を改廃する場合、強化委員会の承認を得なければならない。

(任期)

第7条 ①委員の任期は(財)日本ハンドボール協会の役員の任期と同一とする。  
②委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(付則)

この規程は平成17年6月10日から施行する。